（　別　紙　）

|  |
| --- |
| 外部研修講師登録の募集要領 |
| 募集部門 | 上水道事業における次の９部門・経理経営部門　・危機管理部門　・営業業務部門・工務部門・配水部門・給水部門・浄水部門・施設部門（電気）・施設部門（機械） |
| 募集人数 | 人数制限はありません |
| 登録要件 | 次の要件をすべて満たしている方1. 政令指定都市の水道事業において、実務経験（概ね10年以上）があり、一定の事務、技術ノウハウを有し、各部門業務に精通していること。
2. 本市水道事業と利害関係のある企業等（本市外郭団体、本市監理団体、公益事業体を除く）に属していないこと。
3. 研修講師の経験があること、又は同等の技量を有していると認められること。
4. 当局の要請に応じて、適宜、研修講師として出席できること。
 |
| 登録期間 | 平成30年4月1日から年度単位登録後の次年度は更新延長が可能です。 |
| 審査方法 | 申請内容に沿って、次の要件審査をします。書類審査及び登録要件審査（1日）、面接審査（1日） |
| 研修講師の委任 | 当局の研修案件が生じた都度、委任を行います。平成30年度の講師委任は、全体で複数回次程度を見込んでいます。講師委任は、登録名簿順に連絡を行い日程調整のうえ依頼します。なお、委任を行わない場合もございますのでご了承願います。 |
| 謝礼金 | 研修講師として従事いただいた時間分の報酬として、「講師に係る謝礼金の取扱基準」に定める額<http://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000201649.html> |